

# 東京都中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクト実施要綱

(制定) 平成22年3月31日付21環都計第687号

(改正) 平成22年9月22日付22環都計第339号

(改正) 平成24年3月30日付23環都計第986号

## 第1 要綱の目的

この要綱は、「東京都中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクト」(以下「本事業」という。)の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

## 第2 本事業の概要

- 1 東京都(以下「都」という。)は、都内の中小規模事業所を設置する事業者に対し、当該中小規模事業所における省エネルギーに資する設備又は機器(以下「省エネルギー設備」という。)の導入に係る経費の一部を助成する。
- 2 1の助成を受けた事業者は、省エネルギー設備の導入により当該中小規模事業所の省エネルギー対策を促進するとともに、当該省エネルギー設備の導入に基づく都内中小クレジットの創出に協力する。
- 3 都は、省エネルギー設備の導入の効果及び都内中小クレジットの創出の実施の状況等の分析・検証を踏まえ、中小規模事業所における有効な地球温暖化対策について広く普及させていく。

## 第3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 条例 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)
- 2 規則 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成13年東京都規則第34号)
- 3 中小規模事業所 事業所等(事業所(条例第5条の7第6号の事業所をいう。以下同じ。)又は事業所内に設置する事務所、営業所等をいう。)のうち、前年度の原油換算エネルギー使用量(規則第4条第1項の原油換算エネルギー使用量をいう。)が1,500k1未満のもの(条例第5条の7第8号に規定する指定地球温暖化対策事業所及び当該指定地球温暖化対策事業所内に設置する事務所、営業所等を除く。)
- 4 都内中小クレジット 条例第5条の11第1項第2号イの都内削減量
- 5 省エネルギー診断 診断の具体的項目に応じて、他の者の空気調和設備、照明設備、熱源設備、受変電設備、制御設備、給排水衛生設備等の稼動状況及びエネルギー使用量について調査及び分析を行い、これらの結果に基づき、更なる省エネルギーを図るために、省エネルギー設備の導入等についての提案が行われるもの

- 6 リース契約 省エネルギー設備の所有者である貸主が、当該省エネルギー設備の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該省エネルギー設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該省エネルギー設備の使用料を貸主に支払う契約
- 7 割賦販売 省エネルギー設備の所有者である売主が、当該省エネルギー設備の買主に対し、当事者間で合意した期間にわたり月賦、年賦その他の賦払の方法により分割して当該省エネルギー設備の販売代金を買主から受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行される時まで当該省エネルギー設備の所有権が売主に留保されることを条件に、当該省エネルギー設備を販売すること。
- 8 リース事業者 リース契約又は割賦販売の契約に基づき、省エネルギー設備の貸付又は販売を行う者
- 9 E S C O事業者 省エネルギー診断を受ける者との間で、当該省エネルギー診断に基づく省エネルギー設備の導入により一定値以上の二酸化炭素の削減効果に換算される省エネルギー効果の達成を保証する契約（以下「パフォーマンス契約」という。）を締結する事業者

#### 第4 本事業の具体的な内容

##### 1 省エネルギー設備の導入に係る経費の助成

###### (1) 助成対象事業者

助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、都内に中小規模事業所を設置する次の事業者とする。

ア 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に規定する協業組合又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に規定する企業組合をいう。）であつて、当該中小企業者以外の者が実質的に経営に参加していないもの（以下単に「中小企業者」という。）

イ 中小企業者以外の資本金10億円未満の会社であつて、資本金10億円以上の者が実質的に経営に参加していないもの（以下「その他会社」という。）

###### (2) 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業者が都内に設置する中小規模事業所において、(3)の要件に該当する省エネルギー診断に基づいて導入する都内中小クレジットの創出に貢献する省エネルギー設備の当該導入に要する経費とする。

なお、省エネルギー設備の導入には、助成対象事業者が自ら省エネルギー設備を購入して導入する場合のほか、リース事業者又はE S C O事業者が購入等を行う省エネルギー設備を導入する場合も含む。

###### (3) 省エネルギー診断の要件

省エネルギー診断の要件は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が都からの委託により実施し、又はE S C O事業者が実施する省エネルギー診断のうち、次に掲げる要件に該当するものとする（E S C O事業者が実施するものにあつては、パフォーマンス契約において次に掲げる要件を保証するものに限る。）。

ア 中小企業者の場合

省エネルギー設備の導入による二酸化炭素の削減量が中小規模事業所全体の二酸化炭素の排出量の6%以上、かつ、10トン以上に換算される省エネルギー効果を見込むもの

イ その他会社の場合

省エネルギー設備の導入による二酸化炭素の削減量が中小規模事業所全体の二酸化炭素の排出量の12%以上、かつ、100トン以上に換算される省エネルギー効果を見込むもの

(4) 助成金額

助成金の交付額は、次のとおりとする。

ア 中小企業者の場合

助成対象経費の4分の3以内（7千5百万円を限度とする。）

イ その他会社の場合

助成対象経費の2分の1以内（5千万円を限度とする。）

(5) 助成金の交付決定の手續

助成金の交付申請内容の審査に当たっては、学識経験者等の外部有識者及び都の職員等で構成する審査会を設置して、行うものとする。

2 都内中小クレジットの創出

(1) 都内中小クレジットの帰属

1による助成金の交付に基づき創出される都内中小クレジットは、都に帰属するものとする。

なお、都内中小クレジットの創出の手續は、都が行う。

(2) 都内中小クレジットの創出の手續に関する協力

1による助成金の交付を受けた事業者（以下「助成金交付事業者」という。）は、削減量の確認のために必要な書類の整備・保管や検証への対応等、都が行う都内中小クレジットの創出の手續への協力を行うものとする。

3 事業効果の分析・検証・公表等

(1) 事業者の報告等

助成金交付事業者は、1による助成金の交付対象となった中小規模事業所において二酸化炭素の排出量の削減に努め、継続的に条例第8条の23第1項又は第2項の規定による地球温暖化対策報告書の提出を行うとともに、省エネルギー設備の導入の効果等に関する分析・検証を行うために必要な協力をするものとする。

(2) 指導・助言

都は、必要に応じて、助成金交付事業者の二酸化炭素の排出量の削減の取組に対して指導・助言を行うものとする。

(3) 分析・検証及び公表

都は、助成金の交付対象となった中小規模事業所における省エネルギー設備の導入後の二酸化炭素の排出量の削減効果等に関して継続的な分析・検証を行い、今後の中小規模事業所の有効な地球温暖化対策の普及につなげるため、助成金の交付対象となった中小規模事業所ごとの二酸化炭素の排出量の削減効果などを公表していくものとする。

第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公社に対し、第4の1による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、1の出えん金をもとに基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、次の事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。
  - (1) 2の基金を原資として、第4の1による助成金の交付を行うこと。
  - (2) 第4の2による都内中小クレジットの創出に必要な手続を行うこと。
  - (3) 第4の3による助成金交付対象者からの報告の徴収、助成金交付対象者への指導・助言並びに二酸化炭素の排出量の削減効果等の分析・検証及びその結果の都への報告を行うこと。

第6 本事業の実施期間

- 1 第4の1による助成金の交付申請の募集は、平成22年度及び平成23年度に行う。
- 2 第4の1による助成金の交付は、平成22年度から平成24年度まで行う。
- 3 第4の2による都内中小クレジットの創出は、平成23年度から平成30年度まで行う。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則（平成22年3月31日付21環都計第687号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月22日付22環都計第339号）

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日付23環都計第986号）

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106号第1項の規定による公益財団法人東京都環境公社の設立の登記の日から施行する。